

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名   |
|-------|--|
| 41    | 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新宿区長

## 公表日

令和6年3月21日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務  |
| ②事務の概要                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法及び予防接種法に基づき、予防接種対象者に予診票等を個別に送付し、予防接種を実施する。</li><li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会、提供を行う。</li><li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li></ul> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】<br/>予防接種の記録、健康被害に対する給付事務</p> |
| ③システムの名称                 | 保健情報(対人)システム、連携データベースシステム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、マイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能、保健情報(対人)システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム(健康管理))、健康管理システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 予防接種情報ファイル               |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表第1の10、93の2の項(予防接種法に基づく臨時の予防接種、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種、予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務)</li><li>・番号法第19条第16号(予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)</li><li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul>  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [      実施する      ]<br><div style="text-align: right; margin-right: 10px;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"><span>1) 実施する</span><span>2) 実施しない</span><span>3) 未定</span></div>   |
| ②法令上の根拠                  | ・番号法第19条第8号及び別表第2<br>(別表第2における情報提供の根拠)16の2、16の3、115の2の項<br>(別表第2における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、115の2の項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 健康部 保健予防課 予防係   |
| ②所属長の役職名                 | 健康部保健予防課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| —                        |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 健康部 保健予防課 予防係   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 健康部 保健予防課 予防係<br>〒160-0022 新宿区新宿5-18-21 電話 03-5273-3859   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 30万人以上 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年4月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年4月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果                 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |              |  |   |
|---|--------------|--|---|
| [ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]                             |              |  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書<br/>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br/>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |              |  |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |              |  |   |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か       | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |              |  | [ ]委託しない  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |              |  | [ ]提供・移転しない   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |              |  | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 7. 特定個人情報の保管・消去                                 |              |  |   |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                     | [ 十分である ]    | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている<br/>2) 十分である<br/>3) 課題が残されている</p>       |   |
| 8. 監査   |              |  |   |
| 実施の有無   | [ ○ ] 自己点検   | [ ] 内部監査   | [ ] 外部監査  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発                                 |              |  |   |
| 従業者に対する教育・啓発                                    | [ 十分に行っている ] | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている<br/>2) 十分に行っている<br/>3) 十分に行っていない</p> |   |

麥更箇所